

最高裁秘書第2017号

平成31年4月22日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年3月20日付け（同月22日受付、最高裁秘書第1560号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成17年7月22日付け最高裁人調A第000833号人事局長通達「分限処分及び懲戒処分の報告等について」（片面で4枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

最高裁人調A第000833号

(人いー9)

平成17年7月22日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局人事局長 山崎敏充

分限処分及び懲戒処分の報告等について（通達）

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員（以下「職員」という。）に対する分限処分（休職を除く。）及び懲戒処分の報告等について、下記のとおり定めましたから、裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）において準用する国家公務員法（昭和22年法律第120号）及び裁判所職員に関する臨時措置規則（昭和27年最高裁判所規則第1号）において準用する人事院規則の規定によるほか、これによってください。

記

1 報告

- (1) 高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所に所属する職員のうち最高裁判所が任命権を有する職員に分限又は懲戒の事由がある場合には、当該職員が所属する裁判所（簡易裁判所又は検察審査会に勤務する職員については、その所在地を管轄する地方裁判所。以下同じ。）は、当該事由を最高裁判所に速やかに報告する。
- (2) 地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所に所属する職員のうち高等裁判所が任命権を有する職員に分限又は懲戒の事由がある場合には、当該職員が所属す

る裁判所は、当該事由を当該職員の任命権を有する高等裁判所に報告する。

(3) 任命権者は、分限又は懲戒の処分を実施したときは、当該処分の効力発生日から10日以内に、別紙様式の書面により最高裁判所に報告する。

2 協議

任命権者は、職員に分限又は懲戒の事由がある場合で次のいずれかに該当するときには、最高裁判所に対し、その事由を報告し、処分量定について協議を行う。

なお、任命権者が地方裁判所又は家庭裁判所である場合には、高等裁判所を経由して報告及び協議を行う。

(1) 免職が相当な場合

(2) 処分量定に疑義がある場合

(3) 最高裁判所が報告及び協議を求めた場合

3 その他

この通達に定めるもののほか、職員に対する分限処分（休職を除く）及び懲戒処分の報告等に關し必要な事項は、別に定める。

付 記

この通達は、平成17年8月1日から実施する。

(別紙様式)

処分実施報告書

平成 年 月 日

裁判所

所 属 庁	(行為時)		
官 職 名	(行為時)		
ふりがな 氏名、性別 生年月日	<input type="checkbox"/> 男	生	
	<input type="checkbox"/> 女	(行為時 歳)	
級号俸等			
事 件 名	<input type="checkbox"/> 発覚の 年月日	平成	

処 分 結 果

実施年月日	平成		
分 限 处 分	<input type="checkbox"/> 免職 <input type="checkbox"/> 降任 <input type="checkbox"/> 国家公務員法78条 <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 3号		
懲 戒 处 分	<input type="checkbox"/> 免職 <input type="checkbox"/> 停職(月間) <input type="checkbox"/> 減給(月間／) <input type="checkbox"/> 戒告 国家公務員法82条1項 <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号		
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 処分説明書 <input type="checkbox"/>		
備 考			

(注)

- 各項目の「□」については、該当するものに「レ」を付し、又は「■」とする。
- 「所属庁・官職」欄は、処分時のものを記載する。行為時の所属庁等が、処分時と異なるときは、括弧内に行為時の所属庁等を記載する。
- 「級号俸等」欄は、処分時のものを記載する。
- 「事件名」欄には、非違行為の内容について、例えば、業務上過失傷害、速度違反、酒気帯び運転、無断欠勤、事務処理懈怠などと簡潔に記載する。
- 「懲戒処分」欄の停職の括弧内は停職の期間を、減給の括弧内には減給の期間及び割合を記載する。